

# 西尾市看護師等修学資金貸与制度

西尾市では、将来、看護師として働くために、日々の勉学に励んでいる学生の皆さんを応援しています！

ここにご紹介する修学資金貸与制度を活用して、西尾市民病院で活躍していただける日を心待ちにしています！

## 貸与金額

月額 6万円

## 貸与対象者

- ・看護師の養成施設（大学や専門学校等）に在学する方で、卒業後に、西尾市民病院で看護師として勤務しようとする方

## 貸与期間

貸与の申請をした月から養成施設（大学や専門学校等）を卒業する月までの間

## 貸与決定方法

- ① 申請書（様式第1号）など、必要書類一式を西尾市民病院 管理課職員担当へ提出してください。  
※ 必要書類については、「修学資金の貸与申請に必要な書類について」をご覧ください。
- ② 書類審査を行った後、面接を受けていただき、貸与の可否を決定します。

## 申込・問合せ先

西尾市民病院 管理課 職員担当 〒445-8510 西尾市熊味町上泡原6番地

TEL 0563-56-3171（内線 2286）

U R L : <http://nishio-shimin-byouin.jp/>

E-m a i l : [siminbyouin@city.nishio.lg.jp](mailto:siminbyouin@city.nishio.lg.jp)

# 修学資金の貸与申請に必要な書類について

## 必要書類等一覧

修学資金の貸与を希望する方は、次の書類を提出してください。

No.	書類等名称	様式・受取先
①	修学資金貸与申請書	様式第1号
②	保証書 ※連帯保証人は印鑑登録証明書と同一印を押印 ※連帯保証人の印鑑登録証明書を添付	様式第2号
③	履歴書（3ヶ月以内に撮影した写真を貼付）	当院指定様式
④	住民票（写）※未成年者は、法定代理人の方が連帯保証人の一人であることが確認できる住民票。	各市町村窓口
⑤	養成施設（大学や専門学校等）の在学証明書	各養成施設
⑥	養成施設（大学や専門学校等）の学業成績証明書	各養成施設

※ 連帯保証人は2名（それぞれ独立の生計を営む方）必要です。  
貸与を希望する方が未成年者の場合は、法定代理人の方が連帯保証人の1人である必要があります。

# 修学資金貸与の流れ

① 貸与の希望



② 必要書類の提出



③ 面接試験



④ 貸与の決定・開始



（養成施設卒業）

⑤ 貸与の終了・借用証書の提出



⑥ 西尾市民病院に勤務



（貸与期間と同じ期間を勤務）

⑦ 返還免除

※貸与が決定し、養成施設を卒業した後、すぐに西尾市民病院に看護師として勤務し、貸与期間と同じ期間を勤務した場合。

# 修学資金貸与制度について

## その他手続について

修学資金の貸与を決定された方が、いずれかに該当する場合は、西尾市民病院管理課職員担当にご連絡の上、必要書類を提出していただきます。

No.	事例	必要書類	様式・受取先
①	貸与決定が「取消し、休止」①～④の理由で取り消された場合	借用証書	様式第3号
	養成施設を卒業した場合		
②	「返還方法」①～④の理由で返還の免除を受けようとする場合	修学資金返還債務免除申請書	様式第4号
③	「返還方法」⑥の場合で、他の養成施設に修学する場合、その他やむを得ない理由で期限までの返還が困難と認められる場合	修学資金返還債務猶予申請書	様式第5号
④	①氏名、住所変更をした場合 ②退学をした場合 ③修学に堪えない病気やケガをした場合 ④休学、停学の処分を受けた場合 ⑤復学した場合 ⑥連帯保証人の情報に変更があった場合	修学資金貸与決定者身上異動届	管理課職員担当

## 取消し、休止

貸与決定を受けた方が、次のいずれかに該当する場合は、貸与決定は取消されます。

区分	事例
①	貸与を受けることを辞退した場合
②	養成施設を退学した場合
③	病気やケガで修学の見込みが無くなったと認められる場合
④	上記①～③以外で、修学資金貸与制度の目的を達成する見込みが無くなったと認められる場合

また、貸与決定を受けた方が、休学、又は停学処分を受けた場合は、その期間中の貸与は休止されます。なお、既に支給されている修学資金がある場合は、その後、復学したときの分として貸与されたものとみなされます。

## 返 還 方 法

貸与された修学資金は、次のいずれかの方法で免除、又は返還していただきます。

区分	事例	免除・返還等
①	養成施設を卒業した後、すぐに西尾市民病院に看護師として勤務し、貸与期間と同じ期間を勤務した場合	全額免除
②	①の勤務期間中に公務上の理由で亡くなった、又は公務に起因する病気やケガで退職した場合	
③	①の期間中に、やむを得ない理由で退職した場合	全額免除 又は 一部免除
④	公務外の理由で亡くなった、その他やむを得ない理由で返還が困難と認められた場合	
⑤	貸与決定が次の「取消し、休止」①～④の理由で取り消された場合	全額返還
⑥	養成施設を卒業後、すぐに西尾市民病院の職員とならなかった場合	
⑦	①の期間中に自己都合で退職した場合	

※ ③、④の場合は、事情を把握した後、免除の可否を決定します。

※ ⑤～⑦の場合は、その日から1ヶ月以内に貸与金額を返還していただきます。  
正当な理由なく返還しない場合は、延滞金（返還額の14.6%/年）が発生します。

※ ⑥の場合で、他の養成施設に修学する場合は、返還を猶予されます。